

ハンセン病と人権問題



国の控訴断念を受けて、喜び合うハンセン病訴訟の原告団
2001年5月23日／東京・霞ヶ関の弁護士会館で
(写真提供:中日新聞社[2001年5月24日1面]より)

ハンセン病とは

ハンセン病は、らい菌によって起こる感染症です。主に末梢神経や皮膚、目などが侵されます。らい菌は、結核菌などと同じ仲間の細菌ですが、菌自体の毒性は少なく感染力もたいへん弱いので、抵抗力があまりない幼児期に、たくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ、感染することはほとんどありません。たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。

ハンセン病は、今ではリファンピシンなどの複数の薬を使って治療(多剤併用療法)をすれば、確実に治せる病気となっています。



診察の様子。末梢神経が侵されるため、診察方法として感覚があるかないかを、羽根やペンの先などで触れて調べています。
(写真提供: (公財)笛川記念保健協力財団「世界のハンセン病」より)

プロミン

1943(昭和18)年、アメリカでプロミンという薬が作られました。プロミンは、結核の薬として開発されましたが、ハンセン病の治療薬としても大きな効果があることが分かりました。1946(昭和21)年には、日本でも、薬学者の石館守三(1901～1996)がこの薬の合成に成功しました。日本でプロミン治療が本格的に始まったのは、療養所入所者によるプロミン獲得運動を経た、1949(昭和24)年のことでした。

架空の履歴書

ハンセン病療養所から、病気が治って社会復帰した人々は、差別や偏見に耐えられないを感じ、「退所者」とあることを隠し続けました。

“退所者”だった作家の冬敏之(1935～2002)は、「ハンセン病療養所時代の空白を、いかに埋めるか」という苦心もあった。私はありもしない会社を書き、それを倒産させたり、くびになったという架空の経験を、履歴書の中に書きつらねた」と、小説「街の中で」で記しています。



冬敏之の作品集『ハンセン病療養所』(壱中庵書房)。

なぜ、偏見や差別が根深く残ったのか

ハンセン病で末梢神経が侵されると知覚のまひが起こり、痛みや熱さが感じられなくなるため、傷ややけどが重症になって潰瘍ができることがあります。皮膚に結節というできものが現れるのも、この病気の特徴の一つです。目、耳、鼻、口、手足など、顔や体が変形することや感染することへの恐怖、治らない病気だという誤解、さらに、業病(5ページ参照)という昔からの迷信などが重なって、ハンセン病への偏見や差別が生まれ、それが長い間根深く残ってきたと考えられます。

見過ごされてきた問題

ハンセン病問題が長期間にわたり根深く残った最大の原因是、感染した人たちを法律によって強制隔離してきたことです。(7ページ参照)

ハンセン病は感染力が非常に弱く、通院で治療することができる病気です。それにもかかわらず、法律は感染を予防することなどを理由にすべての患者を療養所に隔離することを定めました。しかも、病気が治ったときに退所する規定すらなかったのです。

2001(平成13)年、熊本地方裁判所が言い渡した「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟(ハンセン病訴訟)の判決は、ハンセン病患者を隔離する必要がないことは遅くとも1960(昭和35)年には分かっていたにもかかわらず、法律を廃止して政策を転換しなかったことは基本的人権を定めた憲法に違反していると、述べています。

法律の廃止や政策の転換が遅れた背景には、社会に根深く残るハンセン病への偏見、差別がありました。偏見、差別が社会全体の動きを妨げ、ハンセン病問題を解決しようとする流れが生まれなかつたと考えられます。

ハンセン病問題は、もう解決したのでは?

熊本地裁判決を経て、国の責任が明確にされました。

しかし、偏見や差別は、それを引き起こすもととなった法の廃止や政策の転換によって直ちになくなるというものではありません。差別意識から生じる人権問題の解決のためには、ハンセン病への正しい知識を身につけ、私たち一人一人が自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが大切です。